

令和7年度伊賀市広告入り窓口用封筒寄附者募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊賀市（以下「市」という。）が証明発行窓口等で提供する民間事業者等の広告（以下「広告」という。）を印刷した封筒（以下「広告入り窓口用封筒」という。）の寄附者募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「寄附者」とは、広告入り窓口用封筒の広告主を取りまとめ、広告原稿の事前確認及び校正、その他広告主との調整など広告掲載に係る一連の業務を行い、広告を印刷した封筒を市に無償で提供する事業者等をいう。

2 この要領において「広告主」とは、寄附者の募集に応じて広告を掲載しようとする民間事業者及び公共的団体とする。

(設置場所及び設置期間)

第3条 広告入り窓口用封筒の設置場所は、市役所住民課、収税課、保険年金課、伊賀支所、島ヶ原支所、阿山支所、大山田支所、青山支所、まちなかサービスカウンターとする。

2 広告入り窓口用封筒の設置期間は、令和8年2月1日から翌年1月31日までとする。ただし、市は寄附者と協議のうえ、設置期間を変更することができる。

(寄附者の募集)

第4条 寄附者の募集は、市ホームページにより周知するものとする。

2 募集期間は、令和6年8月15日（金）から8月22日（金）まで（土・日曜日は除く。午前9時から午後5時まで）とする。

(掲載規格等仕様)

第5条 広告入り窓口用封筒の掲載規格等仕様は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 広告入り窓口封筒の大きさ

ア 角形2号（縦332mm×横240mm）

イ 角形6号（縦229mm×横162mm）

(2) 広告掲載要件

表面・裏面とも封筒面積の40%以下

片側1面当たり4区画以内

(3) 封筒の材質

中が透けない色、材質とし、環境に配慮した素材を使用すること。

(4) 印刷に使用する色

2色以上

(5) 梱包

100枚ごとに区分し、角形2号、角形6号の種別で納品すること。

(6) 数量（窓口封筒2種類の窓口での使用見込み数）

ア 角形2号 45,000枚

イ 角形6号 23,000枚

ただし、納入方法については別に定める。

(応募資格)

第6条 寄附者は、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の許可決定を受け、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (4) 住所を有する市町村の市町村税（法人又は個人）の滞納がないこと。

(提出書類・提出場所)

第7条 寄附をしようとする者は、広告入り窓口用封筒寄附申込書（様式第1号）に以下の書類を添えて提出するものとする。

- (1) 企画提案書（任意様式で次の項目について記載したもの）

- ①封筒のデザインと仕様について
- ②広告主の募集方法と掲載基準について
- ③広告入り窓口封筒に関する問題発生時の対応について
- ④納入スケジュール、納品方法について
- ⑤他自治体での業務実績について

- (2) 封筒見本

- (3) 法人の履歴事項全部証明書。ただし、個人事業主の場合は営業証明書及び身分証明書（提出期限前3か月以内のもの）。

- (4) 市税完納証明書（提出期限前3か月以内のもの）

- (5) 会社概要書等事業内容のわかる書類

- 2 提出場所は、伊賀市役所住民課に持参するか郵送により提出するものとする。（募集期間最終日必着）

(寄附者の選定)

第8条 市は、寄附者の応募があったときは、伊賀市広告入り窓口封筒の寄附に関する選定要領に基づき選定する。

- 2 市は、選定結果について応募者に対し、広告入り窓口用封筒寄附者審査結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(協定書の締結)

第9条 市は、前条の規定により選定した最優秀者1者と協定書を締結するものとする。

(広告の募集)

第10条 寄附者は、広告入り窓口用封筒に掲載する広告を伊賀市広告掲載要綱（平成19年伊賀市告示第34号。以下「要綱」という。）第4条及び伊賀市広告掲載基準の範囲内で募集するものとする。

2 寄附者は、広告の募集にあたり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

3 寄附者は、広告掲載を希望する広告主に次の書類を提出させなければならない。

- (1) 市税完納証明書もしくはそれに代わると市が認めた書類
- (2) 会社概要等事業内容のわかるもの

(広告の審査)

第11条 寄附者は、広告入り窓口用封筒に掲載する広告主及びその広告の内容について、市に事前に提示するものとする。

2 市は、前項の提示があったときは、要綱及び基準に基づき審査するものとする。

3 前項の規定による審査に際し、疑義が生じた場合は、要綱の規定に基づき、伊賀市広告事業審査委員会に審査を依頼するものとする。

(留意事項)

第12条 寄附者は、広告内容、色、形状等の窓口用封筒の仕様について、事前に市と協議し、承認を受けた後に作成しなければならない。

2 寄附者は、納品時期及び場所について市の指示に従うものとする。

(問題発生時の対応)

第13条 寄附者は、広告の募集及び内容に関する苦情その他問題が発生したときは、速やかに市に報告するとともに、要綱第9条の定めるところにより、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決しなければならない。

2 寄附者は、広告主に問題が生じたときは、速やかに市に報告するとともに、当該封筒を回収し、代替の封筒を寄附するものとする。

(協定の解除)

第14条 市は、寄附者が本要領及び第9条に規定する協定書に従わないとき、又は寄附者から解除の申出があったときは協定を解除し、寄附者は未使用封筒のすべてを回収するものとする。

(損害賠償)

第15条 前2条の規定により、市に損害が発生した場合は、市は寄附者に対して損害賠償の請求ができるものとする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

広告入り窓口用封筒寄附申込書

年 月 日

伊賀市長 様

所在地
名 称
代表者氏名

㊞

伊賀市が募集する広告入り窓口用封筒の寄附を、関係書類を添えて申し込みます。

1 申込者

(フリガナ) 名称又は氏名	
(フリガナ) 代表者職氏名	
所在地又は住所	〒
電話番号	
E - m a i l	
(フリガナ) 担当者氏名	
ホームページ URL	

2 業務実績等

提出書類	・ 企画提案書 ・ 封筒見本 ・ 法人の履歴事項全部証明書。ただし、個人事業主の場合は営業証明書及び身分証明書(提出期限前 3 か月以内以内のもの) ・ 市税完納証明書（提出期限前 3 か月以内のもの） ・ 会社概要書等事業内容のわかる書類
その他	申込みに当たっては、伊賀市広告掲載要綱、伊賀市広告掲載基準、伊賀市広告入り窓口用封筒寄附者募集要領の内容を遵守します。

様式第2号（第8条関係）

廣告入り窓口用封筒寄附者審査結果通知書

伊住第 号
年 月 日

様

伊賀市長 稲 森 稔 尚 ⑩

年 月 日付でお申し込みいただきました伊賀市への広告付窓口用封筒の寄附について、伊賀市広告入り窓口用封筒寄附者募集要領第8条の規定により通知します。

記

結 果

☐ 貴社の企画提案を、最優秀提案として決定いたしました。

☐ 貴社の企画提案は採用されませんでした。

(理由：